## No. 9 一般社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県所管部	課名 農	林水産部畜産	全課	
,, . , . , . , . , . , . , . , . ,						
設立年月日	昭和49年2月8日	預り運営基金	党貨産   51	.3,360 千円		
   主な出資者等	氏名・名称			金額 出資等比率		
の構成	青森県		1	185,000 千円 36.0		
(出資等比率順位順)	全国農業協同組合連合会青森県本部			103,500 千円 20.2%		
	上十三地区家畜衛生推進協議会			21,890 千円 4.3%		
	八戸農業協同組合			16,760 千円 3.3%		
	十和田おいらせ農業協同組合			15,250 千円 3.0%		
	十和田市			13,800 千円 2.79		
	津軽地方家畜衛生推進協議会			13,400 千円 2.6%		
	つがるにしきた農業協同組合			8,100 千円 1.6%		
	青森農業協同組合			7,500 千円		
	ゆうき青森農業協同組合			7,050 千円 1.4%		
組織構成						
	区分人数	· う	ち常勤	備	備考	
	理 事 14	4名	1名	県OB14	Ż	
	監事 2	2名	0名	1		
	職 員 1:	3名	9名			]
業務内容	経営支援対策、価格安定対策、家畜衛生対策、牛の検査材料保冷施設及び 肉用牛肥育経営安定対策に関する事業等					
経営状況	経常収益 6,28	(そ				
(平成 24 年度)		2,356 千円	1			
	当期経常増減額 4 当期一般正味財産増減額 △	0, 939 千円 7, 916 千円	+	らの受託事業収	入 11,28	87 千円

#### 2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和46年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

さらに、平成20年6月の青森県草地畜産協会との統合に加え、各種業務の効率的、効果的な運営と組織体制を強化する観点から、平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併した

なお、当法人は、平成25年4月から一般社団法人に移行した。

#### 3 法人を取り巻く現状

平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併したことで、本県の畜産振興の中核を担う団体としての役割や機能が一層強化されたことから、畜産農家の技術振興、経営支援及び家畜衛生に係る事業を効率的かつ総合的に行う必要性が高まっている。

当法人の財務状況は、畜産関係の中央団体からの補助事業や受託事業の縮小・廃止の影響等により収入環境が悪化しており、平成22年度以降、3期連続で当期一般正味財産増減額の赤字を計上するなど、財務基盤の強化に向けた収入確保策が喫緊の課題となっている。

## 4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等 を要するものと考える。

## (1) 一層の経営改革と公益認定に向けた取組

### ア 県及び法人の対応

#### (7) 経営合理化及び自主財源の確保

引き続き経営状況等を踏まえた適正な給与水準への見直しやコピー機の集約によるリース料等の経費削減に取り組むとともに、収入確保に向けて自主防疫推進事業の牛の予防接種手数料を値上げしたほか、家畜防疫互助基金事業の契約事務手数料を新設した。

数年後に退職を迎える職員がいることから、人件費の削減により赤字が縮小される見込みであり、また、新たな受託事業等に積極的に取り組み、財源の確保に努めていく。

## (イ) 公益法人制度改革への対応

公益認定に当たっては、認定後の事務量の増加が見込まれ、公益認定を受け、維持していくためには総務部門の増員等が必要であることから、現状では対応が難しいが、今後、運営が円滑になった場合には、公益認定を目指すこととしている。

県では、一般社団法人への移行については、メリットやデメリットなどを総合的に判断した結果であり、当法人の業務に支障がないことから、現在のところ問題はないものと考えているが、今後の状況に応じて、公益社団法人に移行するよう指導・助言していく。

### イ 委員会の意見等

当法人が、畜産農家に対する総合的な支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織としての役割を果たしていくためには、安定的な経営の実現が不可欠であるが、牛の予防接種手数料の値上げにより増収を図ったものの豚の予防接種頭数の大幅な減少により前年度に比べ収支が悪化しており、また、新たな受託事業等の取り組みも現時点では恒久的な財源確保に結び付いていない状況にある。

当法人の財務基盤は脆弱であり、今後の法人運営に支障が生じることも懸念されることから、 県及び当法人は現状を厳しく認識の上、抜本的な経営改革を進めるとともに、公益認定に向け て計画的に取り組んでいく必要がある。

#### (2) 内部統制の充実・強化

#### ア 法人の対応

平成24年度から従前の総務・衛生部から総務部を分離して、総務部の位置付けを明確にし、 内部統制の充実を図っている。経理のチェック体制等については、各事業担当課に会計担当を 配置することで総務課の補完を行っており、各課が作成した支出調書や会計システムへの入力 状況を総務課が確認している。現在、総務課に1名を配置し、また、総務経験のある嘱託職員 を補佐として兼務させている。

# イ 委員会の意見等

総務部を分離して組織体制の強化に努めているものの、総務課職員は1名で、課長は配置されておらず、総務部長は事務局長が兼務となっている。

当法人は、経営状況を踏まえると現状において増員は困難であると認められるが、実施事業・取扱資金が多種・多額となっていることから、総務担当課と事業担当課の定期的な配置転換等も視野に入れ、職員の育成とスキルアップに取り組むなど、職員の質の向上によって、内部牽制体制の充実・強化に取り組んでいただきたい。